

会 議 録

公開・非公開 の別	【開催日】平成27年1月13日（火） 【時 間】19時00分～21時00分 【場 所】岸和田市役所 新館4階第1委員会室	【傍聴人数】0 【傍聴室】 岸和田市役所 新館4階第1委員会室		
公開				
【名称】平成26年度第3回岸和田市受益者負担検討委員会				
【出席者】 ○は出席、■は欠席				
和田	萩原	黒田	的場	中村
○	■	○	○	■
《事務局》企画調整部：小口部長 行政改革課：春木課長、井上担当長、大田主任				
【議題等】 1. 減額免除のあり方の検討 2. 無料施設のあり方の検討 3. 利用者団体ヒアリングについて 4. 税と受益者負担の割合の検討 5. 料金改定にあたっての検討 6. その他				
【会議録概要】 ●委員過半数の出席により、委員会の成立を確認。 ●事務局より各議題について説明 ●各議題について委員間で意見交換と協議				
1. 減額免除のあり方の検討				
事務局：（議案1「減額免除のあり方の検討」について説明）				
委 員：それでは、減額免除の議題につきまして、ご意見、ご質問、ご感想等ございましたら、 よろしく願いいたします。 なお、事前に先生方から事務局に貴重なご意見をいただいております。そちらの方も、 事務局の方で集約していただいておりますので、その点について、特に強調されたい点、 この場でもう一度お諮りいただきたい点を先生方からご提示いただければ幸いです。よ ろしく願いいたします。				

委員：確認になりますが、P9の「基本的な考え方」の使用料と手数料の減額免除について、①の最後に「施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保するためには、減免制度は『受益者負担の原則』の例外として、真に必要な場合に限定していくこととする」と書かれています。その下もしっかりと「受益者負担の原則」がまずあって、その例外として減免制度を使うというスタンスで書かれています。これは以前からそうだったのでしょうか。今回、かなりしっかりと書かれている感じがありますが、確認されましたか。

事務局：「受益者負担の原則」について、どういうものかということは、当初に示させていただいたと思いますが、本日の「基本的な考え方」はこちらからの提案です。したがって、委員の皆様方のお話の中で、そうではないという議論になりましたら、そういう結論を出していただいても結構です。

委員：ここで決めたわけではないということですね。わかりました。

委員：P12の「使用料の減免対象目的」のグラフを見ると、それぞれの施設の目的に合った使われ方をしているので、きちんとされていると確認できました。

また、岸和田のいろいろな福祉計画の中で謳われていることと、この減免の内容が不一致になってはならないので、P13にそれぞれの計画の該当場所を挙げていただいています。

障害者についても、障害者基本法にP13のような内容が書かれているので、必ず減免の対象になると思います。

委員：P9については、事務局からも説明がありましたが、提案という形でまとめていただきました。5月前後に提言書を書かなければならないので、前もってこのようなイメージでまとめていただいたと思います。そのため、委員が言われたように、かなりハッキリと書かれています。この辺りはもう少し緩和した方が良いのではないかとか「この辺りはハッキリした方が良いのではないか」等のご意見を出していただいて、本日は3名ですので、2月8日のヒアリングの日に会議を設けて、皆さんで最終的なラインを出したいと思っています。

したがって、本日は率直にご意見をいただいて、我々3名は事務局に意見を預ける形になると思います。

委員：P9については、受益者負担に反対しているわけではなく、これだけ書けるのかと心配しているということです。施設ごとに減免の対象かどうかを16に分類する作業を行いました。個別のテーマごとに考えなければならないように思いますし、非常に難しい

というのが感想です。したがって、まず「受益者負担の原則」があるという書き方をどこまでできるのでしょうか。その理由として、ここでは「施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保するために」とだけ書かれていますが、そう言われると、「今までは何だったのか」という話になって、市民は納得できないのではないかという気がします。

例えば、「財政的に問題があって、これでは立ち行かない」という理由であれば、むしろ逆に分かりやすいと思います。どこまで財政的な問題も含めて受益者負担の話が入っているのか、それを考えなければ、この書き方だけでは納得できないのではないのでしょうか。

委員：委員はいかがですか。

委員：特にありません。

委員：「基本的な考え方」の前に、前文で財政上の問題等に触れて、「使用料に関してはこういう立場に立つ」という説明があるとよいかもしれません。

これは本日の議題として出ていますが、提言書になる時は必ず前文が付きますので、そこで受益者負担の必要性として、財政問題も説明していただきたい。行政側は財政について、市民に周知するために、広報にも載せてオープンにしています。それを市民が読んでいるか、読んでいないかは事務局側の責任ではありませんし、そのようにオープンにされているわけですから、それに対して市民も協働のまちづくりとして歩み寄っていかなければならない部分があります。

その辺りの書き方は、今後、工夫されると思いますし、私は受益者負担が必要になるだろうという立場ですので、この辺りを注意すれば、市民にも納得いく考え方が出てくるのではないかと考えています。

委員：P10～12 に、アンケート結果として市民の意見が出ていますが、委員の皆様の事前の協議では、岸和田市独自の「公民館を無料にする」という大きなオリジナリティに対する見解がいろいろと出ています。

まず、障害者については、P13にあるように、岸和田市が独自に決めることではなく、国の法律で一律減免となっており、委員からも事前にご意見をいただいています。したがって、障害者に関しては、むしろこの会議で立ち入らなくても、減免になるという前提で進めたいと思います。

したがって、障害者の方々にはヒアリングをしなくても減免対象となりますので、ヒアリング団体から除外したいと思っています。その点についてはよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

委員：高齢者の年齢や子どもの年齢も、施設によって管轄が違った関係上、小学生からだったり、中学生からだったり、バラバラですので、年齢の統一性や、岸和田市では高齢者を何歳に設定するのか、その点を事務局側に検討していただく必要があります。その辺りについて、委員の方々からご意見はございませんか。

委員：計画の段階で高齢者は65歳としていますので、年齢で切るしかないと思いますので、65歳以上かどうかが高齢の判断になると思います。

子どもの方は18歳となっていますが、児童福祉法は18歳までになっています。したがって、18歳が一つの基準になると思います。あるいは、小学校、中学校という区分になるかどうかです。

委員：今は義務教育で考えていると言われていました。

委員：子どもの計画に関する基準は、児童福祉の子どもの基準だと思いますので、その点は議論する余地があるのではないかと思います。

委員：児童福祉法に関連して、事務局の見解はありますか。

事務局：特に、子どもについてのきちんとした定義は整理していませんが、現状では、義務教育の期間に関して免除する流れが多いと思います。ただ、児童福祉法は18歳未満が対象になりますので、高校生の活動をどう捉えるのかということについて、意見を交換していただければと思います。

委員：P13の戦略計画の「子ども」は義務教育までということでしょうか。

事務局：子どもの計画は、18歳未満を対象とした法律に基づいて策定されています。ただ、計画上はそうなのですが、減免の実態については、義務教育の子どもが対象になっていることが多いということです。

委員：同じ「子ども」の定義でも2つの意味が出ていますが、計画と実際の施設利用の定義が違うのは困りますので、その点について、表示の仕方が課題になると思います。特に子どもの場合は、「だんじり会館」や「岸和田城」等の観光施設関係が、外部からの収入等の意味もあって、公民館の利用とは違います。それをどうするのか、国の法律との関係からも岸和田市がどうしていくべきかという点について、検討の余地があると思います。

この「子ども」の議論については、欠席されている2人の委員にも事前に考えていた

だけよう連絡していただいて、2月8日までに委員も事務局も検討していただきたい
と思います。

委員：仮に岸和田市が公民館の使用料無料を今回、有料化しようという提案をした場合、大きな波紋を起こすことになると思いますが、委員のご意見を伺って、最終的に2月8日に皆さんのご意見を集約したいと思います。

2. 無料施設のあり方の検討

委員：それでは、無料施設についての説明をお願いいたします。

事務局：(P14~P18、P19~P23について説明)

委員：無料施設のあり方について、特に、公民館は岸和田市の特徴となっていますが、他にも学校体育施設、女性センター等も該当しています。これらを受益者負担で原則有料化するのか、そのまま原則無料にするのか、この委員会での提言の方向性を決めたいと思っています。委員の方々には公益性の観点と採算性から見て16枠に分類していただきましたので、原則有料か無料かについて、もう一度、意見をまとめたいと思います。

委員：公民館について、P14の社会教育法の目的を見ても、その下の第22条の目的達成のための事業に関しても、P19の具体的な公民館の活用方法を見る限り、社会教育法に書かれている目的に外れた利用の仕方はないと思います。ほぼ目的どおり、公民館は社会教育法上の目的に合致して使われ、岸和田の条例に関しても、特にこれに外れるような利用の仕方はされていないと思うので、これを有料化する時に、受益者負担の話を出すのは無理があります。やはり、財政上で厳しいことを理由にするしかないと思います。

もし、有料化によって、公民館が貸室として市民に認識されるようになってしまったら、10年くらいの間に元々の公民館の目的が見失われてしまうかもしれません。そうになると、公民館の本来の役割を振り返ろうとしても、有料で使える部屋という認識になってしまって、もったいない気がします。せっかく地域の拠点として、何かあれば利用してきた公民館の機能を失う可能性があるということです。

委員：大変難しいところで、先程の委員の意見とほぼ同じです。一つ重要だと思ったのは、これまで岸和田市においてクラブ活動が歴史的に果たしてきた役割です。P19に登録クラブの継続年数のグラフがありますが、かなり長く継続して活動されているところがあります。もちろん、公開性や公益性について検証する必要があるのかもしれませんが、これだけ多くの団体が長い期間、地域の文化的な活動を担ってこられたことを示していま

す。これが有料になった場合、どれだけの影響があるかをしっかりと考える必要があります。

また、法律や条例との関係からも、岸和田市が文化的な市民の取組に対して、どのようなスタンスで向き合うのかというところに関わる問題だと思います。P14 の条例でも、そもそも無料であることに加えて、総合計画等の位置づけや「だんじり」等があることを考えると、文化的な取組を大切にしてきた市だと思います。その点をどう変えるかというのはかなり難しい問題であり、受益者負担という簡単な言葉では片づけられないと思います。

ただ、一方で財政的な問題があるならば、それは市民と共有する必要がありますし、少なくとも運営費だけでも一緒に負担してもらおう形で、共に考えていくという流れが必要だと思います。

委員：公民館について、原則無料がどうなるのかという話は、お二人と同意見です。受益者負担でいきなり公民館の話をするよりも、財政という大きな話の中で出てきた問題として取り上げるべきです。本来であれば、岸和田市自身も公民館を無料で市民に使っていただきたいと考えているはずですし、その点は十分に分かっている、財政上の問題で、今までの方法では立ち行かないことを市民に理解していただき、財政全体を見た時に、他に税金を使わなければならないことがあることを分かっていたら、公民館を利用される場合は受益者が負担するという流れに、委員の皆様も異論はないかと思います。

そうすると、市がいかに説明責任を果たしていただけるかというところにかかってくると思いますので、前置き部分で、「財政上、止むを得ない部分で公民館を有料化する」という話を進めざるを得ないと思います。それについて、もう少し検討されるということであれば、市の英断になりますが、我々委員の考え方は一致しているということで進めたいと思います。

委員の方々の事前の意見も踏まえて進めると、有料化に対しても、一律料金にするのかどうかという問題があります。P19 を見ますと、全体の使用の 3/4 をクラブが占めており、そこでコミュニティをつくったり、文化サロンの集いの場をつくったりしながら、皆さんが生き生きと活動されることによって医療費の削減につながれば、いろいろな良い効果も生むと考えられます。

委員：その中で、クラブの継続年数が重要だという意見を委員からいただきましたので、事務局にグラフを作っていただきました。これによりますと、20 年以上のクラブが多いことが分かります。そのようなクラブは、長く関わる中で和気あいあいとした雰囲気になり、それなりの人もいると思われますし、いくらかの資金もプールしていて、ある程度は自立しているのではないかと思います。それに対して、創ったばかりのクラブは、皆で費用を出すのも難しいと思われます。

そういう意味では、これから有料化するにあたっては、減免のあり方も5年以上、10年以上というように年数によって違うようになり、負担する費用も違うのではないかと話も出ました。したがって、事務局側はそういうことも考慮しているという部分を市民に対してきちんと説明されると、市民もクラブのあり方、講座のあり方を考えられると思いますので、その点の配慮を我々の委員会も提言として出していきたいと思っています。この継続年数について、ご意見はありませんか。

委員：年数で区切る意味がよく分からないのですが、例えば、30年間続けていても経済的なプールもなく、細々と活動されているクラブもあるかもしれません。むしろ、公開性や地域への貢献等、そういうところで見べきではないかと思っています。例えば、9年未満と10年以上で区切って、そこにどれほどの違いが見えるものなのではないでしょうか。

委員：確かに、細々と活動されているところもあると思います。ただ、市民にとっても社会貢献は大事ですが、何をもちて社会貢献とするのかという価値判断が難しいと思います。年数は客観的ですし、クラブを創るに当たっては市民の方もある種の自立に対する意識が必要かと思っていますので、市が10年くらいはバックアップするけれども、それ以上はクラブとしても自立した運営をする時期であることを、ある程度は明示しても良いのではないかと思います。委員はまた別のご意見があるかもしれませんが、私は年数で区切るという形で理解をしています。

委員：そこで言うバックアップというのは、無料か有料かの境目ということでしょうか。

委員：減免の部分です。

委員：経営的な側面を見れば、確かにそういう部分はあります。一方で、社会貢献を考えた時に、確かに何で評価するかという難しさはありますが、常にあらゆる文化的な活動が揃っていることの意義もあると思います。例えば、俳句の会が10年、20年と続いていたとして、それがなければ、もしかすると高齢者が俳句をできる場がないかもしれないという意味での社会貢献のあり方もあると思いますし、それは経営の状態だけで計れるものではないと思います。そこで、簡単に切るのは難しいのではないかとというのが感想です。

そうは言いながら、何かで区切らなければならないし、メッセージ性を出さなければならないので、まったく反対という話ではありませんが、社会貢献が経営の側面からだけでは言えない面があるというのは立場的に言いたいと思います。

委員：なかなか難しい話だと思います。例えば、囲碁クラブなどは長く続けている人もいるの

で、5年経っても、10年経っても存続していると思います。ただ、子育てサークルなどは、増えたのがここ10年くらいだと思いますし、そのように比較的新しい活動は継続年数が短くなります。その他、高齢者が週に1回集まって食事をする会なども、30年前にはなかった、比較的新しくできた会です。

したがって、自立性は年数で計れるところもあると思いますが、内容的に社会の変容に合わせた新しい活動が、そこからは抜けてしまうのではないかと思います。

今行っている活動に何か基準を作って減免するかどうかを考えるのも一つの議論の方法だと思いますが、例えば、市でも社会福祉協議会でも良いので、地域活動への貢献に対してそれぞれのクラブに手を挙げて活動の指針を出してもらい、「自分たちの活動はこうのように地域に貢献します」という決意表明をってもらうことによって、年に1回、減免対象になるかどうかを審査するという方法も、公民館の活動を活性化するという意味では、面白いかもしれません。ただし、そちらにまたコストがかかるのは難しいところだと思います。

委員：いざ有料化するとすると、難しいところがありますが、P20に他市事例として、近隣市で公民館を有料化しているところ、無料のところを掲載いただいています。

公民館の無料化、有料化は自治体によって一律ではなくなっていますので、岸和田市が自身の自治体の立場として一番説得力を持って説明が必要なのところだと思います。

それでは、継続年数についてはいろいろな意見がありますので、ヒアリング後の会議で、最終的に皆さんの意見を伺って、事務局の方に委員会の意見として渡したいと思います。

委員：その他、体育施設、福祉総合センター、女性センター等も検討しなければなりません、それについて有料化の方向、無料化にこだわる施設等、ご意見はございませんか。

(意見等、なし)

今、ご意見がないようでしたら、「税と受益者負担」のマトリックスのところでもう一度議論が出てきますので、その時にまた意見を出していただくとして、議題3に進みたいと思います。

3. 利用者団体ヒアリングについて

事務局：(P24～P25について説明)

委員：ヒアリングの対象団体については4項目でまとめてありますが、優先度の高い団体、是非ともヒアリングを行いたい団体がありましたら、出していただければと思います。

また、当日は限られた時間ですので、質問したい内容等も事前に団体の方に提示して明記したものをいただき、我々の質疑応答の時間をしっかりと取りたいと思っています。

また、前述のとおり、対象団体の中から障害者団体は除かれるとお考えください。

参考までに、事前に事務局が委員の方々からご意見をいただいているところでは、原則無料施設の団体にはヒアリングをしたいという要望が出ていますので、(4)の「原則無料団体施設のあり方に関する視点から」の項目に書かれている団体には出席していただきたいと考えています。

委員：障害者団体は除かれるということですが、高齢者と子どもが戦略計画でもサポートするように明示されています。今までの話では、活動のテーマと活動主体を考えれば、主体として高齢者や子どもは、比較的、減免を認められそうな感じだと思いますので、むしろ、原則無料に対して公民館を使っている文化団体等、検討の対象となりそうなところに集中的に聴いた方が良いのではないかと思います。

委員：「原則無料施設のあり方」の中に「公民館クラブ連絡会」がありますが、今のご意見であれば、この「公民館クラブ連絡会」が具体的にヒアリングできるところではないかと思えます。その他は「公民館学級グループ連絡会」くらいでしょうか。名称が曖昧なのは逆に聴かなければならない団体かもしれませんし、ご都合もあると思えますので、この2団体が候補になるのではないかと思います。この辺りを事務局でチェックしていただけますでしょうか。

委員：公民館を使っている文化団体にこちらからお願いした場合、候補となる団体はすでにくつかあるのでしょうか。ここは団体の数が多いので、選んだところが文化団体を代表して話をしていただけるわけではなく、どの団体を対象にするかは難しいと思えます。

事務局：「公民館クラブ」については連絡会がありますので、その世話役の方に来ていただいた方が良いか、生涯学習課の方と協議をして、特に意見のある団体があれば調整させていただきたいと思えます。連絡会があるので、連絡会の代表者が公民館にクラブ登録する上での考え方や規約、活動についてある程度は把握されていると思えます。

委員：事前の意見として、高齢者団体も対象になるのではないかというご意見もいただいていますし、本日の出席者の中であくまでも意見を出していくという形ですので、ご希望があれば出していただきたいと思えます。

委員：利用料に関して、日頃から意見を持っているグループはあるのでしょうか。そもそもあまり関心のない話題に出席してもらっても意見が出ないのではないかと思います。例え

ば、学校体育施設開放事業利用について、どこかのスポーツチームが選ばれて利用料に関して意見を聴かれて、「それは無料の方が良い」という程度の意見しか聞けないのであれば、そこは外して、もっと利用料に関して意見を言えるような団体を選んだ方が良いのではないかと思います。きちんと意見を言えるような組織としての団体を選ばなければならないのではないのでしょうか。

ヒアリングの内容については、それぞれの団体がどのように社会に貢献しているのかというアピールを聴かせていただきたいと思います。

委員：委員の最初の質問について、全く意見が出ないような団体がないかどうか、事務局は心配されていないのでしょうか。

事務局：本日、対象としたい団体がある程度選定していただきましたら、施設所管課の方と協議をしたいと思います。ご指摘のように、無料施設を使われている団体の方々は、無料が前提で活動されているので、その中で無料を続けるべきかどうかということについて意見を求められるとすれば、様々に意見を述べられると思います。ただ、今は無料なので、敢えて団体からその件についての問題提起はないと考えています。

委員：委員の後半のご質問に関しては、聴いてほしい内容事項として、その団体が地域でどれだけ貢献しているか、自分たちでアピールできるかという項目を是非入れていただきたいと思います。

私の要望としては、有料化になる場合、どこまで自主的に対応できるのか、どうしても困難で市からの関与が必要な部分があれば、そこを聴いていただきたいと思います。

委員：やはり、個別の団体よりも中間支援団体のようなところをお願いした方が、代表として話ができるのではないかと思います。そういうところに出てきていただくと、議論になり得る子ども関連のところも議論ができるのではないかと思います。

それから、P25で気になるのは、財政的にも厳しいからこの話をしているのかどうかは、先ほど説明責任の話もありましたが、きちんと説明した上で議論をして良いと思います。そういう意味では、P25の「受益者負担の考え方の賛否」のところの書き方は中途半端で、もう少ししっかりと書いた上で議論しようという形の方が良いのではないかと思います。そうすると、市民の側もそれをベースに、財政が厳しいことを理解した上で話ができると思います。

これはいろいろな会議でNPOの方と話をしてもそうなのですが、自分たちの保身もあるので、自分たちを守るような意見を出します。あくまで一緒に関わっている市の方々と話をする時は、そういう情報があれば、そこを考えて話をしてくれます。財政的に問題がなければ、このような書き方で良いかもしれませんが、そうでなければ、そこはき

ちんと書いた上で、しっかりと議論できるようなヒアリングの場にした方が良いと思います。

委員：私が要望したのも、委員が言われたように前文があって、財政上の問題があるから、「もし有料化になったら」ということについてヒアリングを行うことを前もって団体に伝えていただきたいということなので、P25の「公共施設の使用料について」のところは、このような書き振りよりも、むしろ財政上の観点からこのような議論をすることになったので、現場の声を我々も聞きたいという趣旨で、第三者の我々がヒアリングを行うという形になるわけです。

したがって、有料化した場合にどのくらい団体の負担になるのか、どこまで頑張れるのか、そういうことを前もって聴いていただければと思います。よろしくお願いします。

その他、P24のヒアリングしたい団体、質問したい項目の内容等はありませんか。

私は個人的に、地域コミュニティの方々にはヒアリングをしたいと思います。たくさんおられる中からどこか必ず来ていただけるとは思いますが、利用目的という意味で、地域コミュニティの方がどのように利用されているのかを伺いたいのので、この団体の方々で来ていただければいいところの選定をお願いします。

委員：地域コミュニティというのは、町内会のことでしょうか。

委員：そのように理解しています。

事務局：岸和田市は、昔から町会と呼んでいる自治会組織と、町会の方も入られて、他に地域で活動をされている方も入った市民協議会を立ち上げていますので、所管する部局とどちらに来ていただいた方がより議論ができるかどうかを調整して、どちらかに来ていただくように考えたいと思います。

委員：事前のご意見で、本日ご欠席の委員からは、減免団体についてヒアリングを望まれる意見がありました。今のところは○印のそれぞれのところから1団体ずつお願いできるのでしょうか。下2つの○については意見が出ましたが、上2つの○についてはどうでしょうか。

事務局：事前に委員の方から「同一的な目的で施設を利用される場合、同一的な負担が必要ではないか。同じ目的で使う施設で有料と無料に分かれると、無料の方に利用が集中してしまうのではないか」というご意見も頂いています。

ここで、本日お配りしている事務事業評価シート・外部評価表について、補足説明させていただきます。

当事務事業評価の対象となったのは学校体育施設開放事業です。概要等については、1/5 に記述のとおりです。それに対する外部評価の委員の判定が 5/5 ページで、この事業は委託料を支払っていますので、検証の指摘、協議会として必要な経費であるかどうかの見極めの問題、使用料徴収について意見をいただいています。例えば、体育館の場合、岸和田市の社会スポーツの振興施設としての体育館と学校体育館の無料利用というところについて、負担の整合性に対してご意見をいただいています。市としての最終評価としては改善して継続という中で、一定の受益と負担のあり方についても意見がありました。

委員：それは考慮すべき点で、特に 5/5 のページに、市の役割、協議会の役割、主要団体の関係が未整理と出ています。この際、利用目的が同じで、施設が違って料金が違う場合は改善の余地もありますので、その辺りで、今回は考慮していただいて、団体を選んでいただく必要があると思います。その点をよろしくお願いします。

当日のヒアリングに関しては、事務局に 3 案作っていただいています。当日はできる限り多くの意見を聴きたいということで、最低 4 団体は時間が取れますが、開始時間を 10 時にすると最大 5 団体の意見を聴くことができます。できる限り多い方が良いでしょうか、4 団体で良いでしょうか。

委員：他の委員が早い時間からの開始でも宜しければ、ヒアリング対象は多い方が良いでしょう。

委員：委員も 5 団体でよろしいですか。

委員：結構です。

委員：それでは、たくさんの団体から意見を聴きたいと思います。質疑応答に関して、団体のアピールを聴いて、その中で我々の方も法則性が出てくると思いますので、たくさんの意見を聴取するというので 10 時開始、ヒアリング 5 団体でお願いします。

4. 税と受益者負担の割合の検討について

事務局：(P26~P30 について説明)

委員：こちらが悩むところであり、委員の皆様にご説明いただきましたが、かなり分散しているものと、まとまっているものがあります。委員の質問に対して事務局からそれぞれの施設の特徴を教えてください、一般的な定義と岸和田市の施設の使われ方が違うと

ころが分かり、そういう認識に立って区分けが変わる部分もあると思います。最初に一般的なネーミングによる印象で区分けされたのがこの図なので、まだ移動が可能な部分もあると思いますが、かなり難しい結果にはなっています。

変更案①～④までありますが、どれにするかというお考えはありますか。

委員：私自身は変更案③が良いのではないかと思います。自分自身が貼り付けたものとしては、【採算性】の〈大〉の行と【公的関与の必要性】の〈小〉の列がほとんどなくて、真ん中の9枠で考えるような感じになっています。外した部分は難しいと思うので、真ん中の9枠で考えると考えやすいところがあったということです。50:50の割合と、最後の議題の料金改定にも関係しますが、結局、激変緩和措置は行わざるを得ないので、そういう時は変更案③の真ん中辺りから使えるのではないかと思います。

変更案④は、より税負担が多くなりますので、市民にとっては変更案④の方が良いのかもしれませんが、私自身はそれらを考慮して変更案③が良いのではないかと考えています。

ただ、施設でも公民館を「社会教育利用」と「生きがい」に分けられているように、これからは、公共施設自身がスクラップ・アンド・ビルド、もしくはビルドがなくなっていくという意味で、空いている会議室を使うという同一利用区分の考え方もできるのではないかと思います。つまり、施設の名前にこだわるのではなく、空いている施設で文化事業やクラブ事業を行えば良いという考え方です。保健センターでも会議室が空いているならクラブに活用してもらうことも可能ですし、すでに今までのハコとしての捉え方ではなくなっていると思いますので、保健福祉施設の貸室と女性センターの内容が同一利用になれば同一区分になることも考えられます。

他の委員の方はいかがでしょうか。

委員：区分は難しいと感じています。私も変更案③か④が良いのではないかと思います。せっかく16に分けたので変更案②はないと思います。ここから先がどうなるのかは難しいのですが、確かに④は税金負担が増えるものの、激変緩和を考えると、最終的には④でも良いのではないかという気もします。例えば、公的関与の必要性が大きいにも関わらず、50%をどう説明するかという課題があるくらいで、どちらもどちらという印象です。

委員：私はそれほどの意見はないのですが、ここから先を読み取ることができなくて、具体的にいくらになるのかという辺りのレベルで話さなければイメージし難いというのが率直な意見です。

委員：事前の意見を伺ったところでは、そもそもこの場で、0:100で民間に任せてしまうところまでになると、税と受益者負担を考える余地もないので、私は一番上を削って9枠

にしたわけです。あくまでも民営化なら行政が関わらないという視点になるので、9 エリアくらいで考えて、上は官の必要性として黒塗りにするかどうかという考えです。

駐車場・駐輪場、斎場等は採算性や自立、指定管理者等によって、委員の方々も採算性の部分に分類していましたが、事務局に個別に伺うと、民業圧迫の部分や、個別の事情もありました。したがって、単なる駐車場や駐輪場ではないという、それがまさに岸和田市が持っている特徴でもあり、できた背景も加味すると、この委員会で我々が議論できる部分には限界があります。ここから次に行ける段階は無理があるのではないかと思いますので、むしろ、委員の方々には、私が先ほど参考として述べたように、ハコモノの利用がこれから収斂されていくこともある中で、利用の内容によっては市民に受益者負担もお願いできるという観点で、施設を柔軟に見ていただくと良いのではないかと思います。そういう考え方で、委員の方々がどこに何を分類されたかということと、何が流動性があるか等のご意見をいただければと思います。

この段階で事務局の案はありますか。

事務局：委員の方々から前回分についての修正意見をいただき、それを基に案を作らせていただきましたので、特に事務局からの案はありません。

委員：マトリックスに落とす際、私は斎場を 100：0 に分類したのですが、葬儀に使えるのでしょうか。

事務局：岸和田の斎場は、通夜や告別式ができるものでなく、火葬場のみとなっています。

委員：実は、これが両極端に分かれています。ホールも併設されて告別式もできる斎場であれば採算性のある方に分類されますが、今はそういう斎場が多いので、私も含めて告別式もできるものと考えた委員の方は採算性の高い方に分類されています。むしろ、火葬場だけの場合は、民間では採算がとれないので一番下の税金 100 に分類されます。岸和田市の斎場の性格を知らなければ分類が大きく乖離してしまいます。これがその典型例です。

委員：それで、斎場の位置を最初に決めたのですが、それには理由があります。福祉の方の生活保護制度は、生きている間の補助だけではなく、死後に葬儀費用が出ます。葬儀費用は、市が行う葬儀費用の一番安い金額と同じくらいだと思います。つまり、生活保護を受けている人が最低限度の葬儀をする際は、民間の葬儀会場ではなく、市が運営している一番安い葬儀が生活保護費でできるようになっているということです。そういう部分から、人権、権利の点で考えた場合、公的関与の必要性が大きいと考えて左側に位置づけました。

そのように権利性を考えた場合、女性センターは女性の権利であるということで、これも左側に位置づけました。また、文化もお金にならない部分が大きくて、公的などころが行わなければならないのではないかと考え、左側にしています。これに従って、権利性が高いものは採算性がなく、権利性のないものほど利益が上がるようなイメージで配置しています。

委員：そのような配置のご意見を伺いたと思います。

委員：大前提として、委員も言われたように、もはや施設で分けられるような状態ではなく、今後は活動区分で分けなければ難しいのではないかと思います。

私は女性センターを一番下に位置づけましたが、他の方を見るとバラつきがありますので、これもどのような形でサービスを提供しているかによって違いがあるという良い例だと思います。斎場の話も、私もフルセットのイメージがあったので採算性が高い方に分類しました。駐車場・駐輪場は利用する人が負担すれば良いと考えました。もちろん、障害者等も利用されますが、それはスペースで優先すれば良いと思いますので、利用に関してはあまり検討する必要はないと考えています。

したがって、極端なところは位置付けしやすかったのですが、例えば、学校体育施設の開放と体育館を私は公的関与がやや大きくて、採算性も大きいと考えて、同じところに入れていますが。ただ、これも岸和田市としてどのように使っているのか、利用の仕方によって変わると思います。

もっと分かり難かったのが観光施設で、何ををもって観光施設と捉えたら良いのか、岸和田城やだんじり会館も含めて、私の考え方では、市内の子どもたちにはすべて無料開放でも良いのではないかと思います。私はだんじり会館に入って感動したので、文化的にも歴史的にもとても意味がある施設は、高校生くらいまで是非無料で入館して学んでほしいと思います。その一方で、外から来る人からは入館料を取ればよいと思います。そのように考えると、採算性もあるけれども、市内のことだけを考えると一気に採算性が低くなります。やはり、どのような形で利用者が使っているかというところは個別に考えなければ、大まかに入れるとこのように分散してしまうと思います。

委員：皆さんの思いを聞いていると、どれも位置が動くようです。私自身は迷いに迷って、産業振興施設、文化振興施設は思い切って配置をしました。今までは市民が行政に頼り過ぎていたところがあったと思いますが、今は自立や協働のまちづくりが言われるようになってるので、その中でまさに市民が自ら取り組むように、文化も産業も公的関与をできる限り少なくしつつ、しかし、それほど採算性が高くないということで、ある部分では皆さんと外れた分類をしています。

駐車場や駐輪場は、④に入れるのは躊躇されて、主に9枠に入るけれども、そこから

少し民営化に向かっていくだろうと考えて、採算性の高いところに入れていきます。

女性センターは、その名称自体が無くなっていくと思われる施設で、以前、女性センターの活動を見せていただき、たくさんの資料も用意していただいた中で、公民館と変わらない利用の仕方があると分かったので、他の施設と同じように⑦に入れていきます。女性センターや公民館、文化施設、保健施設も、名称が違うだけで同一利用の機会があり得ますので、中身を精査しなければ、このような施設の区分は難しいと思います。

むしろ、駐車場・駐輪場、斎場も今後は老朽化対策もあってどのようになるかにもよりますが、セットになった斎場になれば、一気に右上の方になると思いますし、そうではなくて、きちんとした権利として火葬場のみの斎場として残すのであれば、一番左下に留るべきものになるかもしれません。

そう考えますと、施設のこれからの利用のあり方を岸和田市で利用区分として整理されたら、電子化の時代なので、どこに空き部屋があるか、1ヶ月分くらいの空き状況が一目で分かるようになると思いますし、そのような効率的な公共施設の利用のあり方とドッキングして、公共施設の検討会ともオーバーラップしていく内容だと思います。したがって、我々の方では限界があった部分もありますので、あくまでも参考として、今後、岸和田市の方で、同じような利用があるかどうか、それぞれの施設における活動も詳しく見ていただければ、もう少し明解に市民に説明することができると思います。現段階は、こういうことになっているということです。

もし、有料化で負担になった場合ということで、変更案③、④のどちらを選ばれるかは、次の料金改定の議題と重ねてもう少し議論したいと思います。

5. 料金改定にあたっての検討

事務局：(P31～P33について説明)

委員：前の議題の変更案③、④について、激変緩和措置を反映したものは変更案④となりますが、税負担が大きい象限の多いところで、徐々に②の方になっていくのか、最初は使用料を重く取るけれども、激変緩和措置で上限を緩やかにするのか、その辺りについてご意見をいただきたいと思います。

なお、P33に「定期的な見直しについて」として書かれているように、岸和田市の戦略計画と同じにしなければならないので、見直す時期は4年となります。これは委員の方々もご了解いただけたと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

委員：それでは、他市の事例もたくさん出していただいていますので、岸和田市としてはどの

辺りが妥当と思われるか、ご意見をいただきまして、本日のまとめにしたいと思います。

委員：上限、下限のある市と上限だけの市がありますが、下限も入れておく必要があるでしょうか。

委員：下限は、今回は関係ないけれども、今後のためにということですね。どこも同じような感じなので、付けても良いかもしれませんが、必要になった時に考えても良いのではないかという気もします。下限があるのは財政的な都合でしょうか。

事務局：P31に「急激な負担増への配慮」として数値を挙げていますが、内容については原価計算等を行って、使用料を設定して引き下げる場合、ある一定のラインで止めようという趣旨だと思います。詳細については調べていません。

委員：それでは、下限設定の理由等を調べていただいて、それぞれの市がなぜ設定しているかを分かる範囲で説明していただければと思います。

委員：それから、岸和田市民以外が利用する場合は、他の市の場合、ここに挙げていただいた表には依らないものとなっていますが、このような問題では、特に市内在住者とそれ以外は分けて考える必要があります。その点はいかがでしょうか。

委員：分けるのは構わないと思いますが、他市で表に依らないとなっているのは上限がないということでしょうか。

事務局：それについても、次回までに詳細を調べたいと思います。

委員長：いろいろなところを参考にした資料を掲載していただきましたが、この委員会で何倍にするか等、そういうところまでは決められません。激変緩和措置は岸和田市も取り入れるという方向で、それが変更案③、④で、最初は負担をしていただくけれども上限をとるのか、どちらをとるのかは検討する必要があると思います。

これも2月のヒアリングの時に検討する大事な点だと思いますので、ヒアリングの前に、委員の方で予め意見を準備する項目については、事務局側からお知らせいただきたいと思います。特に、本日ご欠席のお二人にはお伝え願います。

委員：市外の方の利用料金について、別に設定するのも良いと思いますが、一つ考えておかなければならないのは、空き室や稼働していない時間をつくるのであれば、市外の方に使っていていただいて収益を得た方が良くということです。したがって、別料金にするのか、

あるいは予約の時期を住民と住民以外で1ヶ月くらい差を付けることもできると思いますので、金額面と他の面で考えた方が良いのではないかと思います。

例えば、A市の市民プールが老朽化でなくなりましたが、他の市に迷惑をかけていないかと聞いたところ、他の市は「A市からたくさんの客が来てくれて良いと思っている」と話されていました。そういうこともありますので、A市の施設を市外の方が実際にどの程度利用されているのか、逆に市外の方にもっと使っていただいた方が良いところもあるかもしれませんので、その辺りは採算性と合わせて考えてはどうかと思います。

委員：貴重なご意見だと思います。逆に素朴な疑問ですが、今、市外の方も利用可能になっているのでしょうか。公民館などは利用できるのでしょうか。

事務局：今、こちらで思い当たる施設で、市外の方が利用できないようになっている施設はないと思います。

委員：まさに委員が言われたように、施設を空けておくよりも、市外に住まれていて岸和田市の施設の方が近い方などに使っていただくことも考えなければならないかもしれません。これは広域連携の話になると思いますが、それで互いに効率的な利用ができるなら良いのではないかと思います。税金の兼ね合いで、市外の方も利用料金が同じとか、優先度が同じというわけにはいかないと思いますが、その辺りはある程度の条件を付けても、空けているよりは利用された方が良いという考えは必要だと思いますので、その点もご検討いただきたいと思います。

委員：本日の議題について、言い忘れたご意見等はありませんか。委員全員が揃っていない中で貴重な議題ですので、ご出席のお二人もなかなか踏み込めないところがあったかもしれませんが、一応、事務局側にご提案として留めておいていただく部分ではご意見を承ります。特にございませんか。

(意見等、なし)

それでは、本日の議題は終了しました。ご協力いただき、ありがとうございました。

6. その他

委員：次回の委員会について3点ほど確認したいことがあります。

市民団体の方々にお話しいただく内容は、先ほどの内容でよろしいでしょうか。

(一同、了承)

それで、本来、この審議会は条例で公開となっておりますが、市民団体の方が自由に話

していただけるように、また発言で個人情報的なことも出てくるかもしれませんので、ヒアリングに関しては非公開にした方が良いのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

(一同、了承)

それでは、ご賛同いただいたということで、よろしく願いいたします。ご欠席の委員については、その点について、ご確認をお願いします。

事務局：ヒアリング団体の選定について、先ほど、公民館に関するところ、地域コミュニティに関するところについて具体的な名称を挙げていただきましたが、全体で5団体程度とのことですので、あとは事務局の方で委員長と相談させていただいた上で決定してよろしいでしょうか。

(一同、了承)

当然、本日ご欠席の委員からもご意見をいただいた上で、委員長にご相談させていただきますので、よろしく願いいたします。

以 上